

公共下水道使用料金改定のお知らせ

～ 平成25年度分から ～

本町の公共下水道事業は、紀の川流域下水道事業（伊都処理区）の一環として、平成2年度から事業を進めております。

公共下水道の使用料金は、家庭や工場から排出される汚水をきれいにするための費用（汚水管理運営費）にあてていますが、使用料金だけで汚水管理運営費のすべてを賄うことはできず、一般会計からの繰入金で賄っております。

使用料金につきましては、公共料金を抑制し、住民の皆様方の負担の軽減を図る見地から、平成13年当初から現在まで据え置いて参りましたが、県の汚水処理単価の値上げによる影響等により、維持管理費の増額が見込まれることから、下記のとおり公共下水道使用料金の改定をすることになりました。

今後も事業の効率化と経費の節減を図り、健全運営に努めて参りますので、皆様方のご理解、ご協力をお願い致します。

新旧料金表は下記の通りです。



①水道水を利用している家庭

区 分	現行料金（1か月につき）			改定料金（1か月につき）		
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
	排除下水量	金 額	1 m ³ 当たり	排除下水量	金 額	1 m ³ 当たり
一 般 下 水	10 立方メートル まで	1,300 円	130 円	10 立方メートル まで	1,500 円	150 円

②井戸水のみを利用している家庭

現行料金（1か月につき）		
基本料金	10 立方メートルまで	1,300 円
超過料金	$(1 \text{人あたり } 7 \text{ m}^3 \times \text{世帯人数} - 10 \text{ m}^3) \times 130 \text{円}$	

改定料金（1か月につき）		
基本料金	10 立方メートルまで	1,500 円
超過料金	$(1 \text{人あたり } 7 \text{ m}^3 \times \text{世帯人数} - 10 \text{ m}^3) \times 150 \text{円}$	

③水道水と井戸水の両方を利用している家庭

現行料金（1か月につき）		
基本料金	10 立方メートルまで	1,300 円
超過料金	$(\text{水道使用量 m}^3 - 10 \text{ m}^3) \times 130 \text{円}$	
	+	
	$(\text{井戸水使用量 } 7 \text{ m}^3 \times 1 / 2 \times \text{世帯人数} \times 130 \text{円})$	

改定料金（1か月につき）		
基本料金	10 立方メートルまで	1,500 円
超過料金	$(\text{水道使用量 m}^3 - 10 \text{ m}^3) \times 150 \text{円}$	
	+	
	$(\text{井戸水使用量 } 7 \text{ m}^3 \times 1 / 2 \times \text{世帯人数} \times 150 \text{円})$	

※上記料金には消費税及び地方消費税が含まれています。

※新料金の適用時期は、平成25年度分の使用水量にかかる使用料金からです。

★供用開始区域の方は下水道への早期接続をお願いします。

